

神奈川県リハビリテーション協議会における位置づけ変更について

1 経緯及び課題

- 近年、病気になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められている。
- その中で、地域包括ケアシステム的一端を担う地域リハビリテーション体制の整備、推進が必要であり、予防から急性期、回復期、維持期の各ステージにおいて、切れ目なく、幅広いリハビリテーションの適切な提供を行うため、医療・介護職をはじめとした多職種との連携体制の強化が不可欠である。
- これまで地域リハビリテーションの現状や課題については、本協議会の場で議論してきたが、地域包括ケアにおける地域リハビリテーションの課題や多職種との連携等について議論を深めていく必要がある。

2 協議事項

- 前項を踏まえ、令和3年度より次のとおり取り扱うこととしたい。
神奈川県リハビリテーション協議会を、在宅医療、介護を含む地域包括ケア推進のため、多職種が参画している神奈川県在宅医療推進協議会（「神奈川県地域包括ケア会議」と合同開催しているもの）の部会として位置づけを変更し、存続する。

※ 協議事項の趣旨及び補足

- 上記取扱いの趣旨として、本協議会での議論の結果を神奈川県在宅医療推進協議会にフィードバックし、意見交換を行い、多職種との連携体制を強化することを想定しております。
- 上記取扱いに伴う、本協議会設置要綱（参考資料1～2を参照）の変更等については、令和2年度第2回神奈川県在宅医療推進協議会（令和3年3月開催見込み）において審議のうえ、決定することとします。
- なお、その他の所掌事項は従来どおりとします。

4 協議結果の取りまとめ方法

- 次の考え方により整理することとする。
 - (1) 委員（22名）の3分の2（15名）以上の回答があり、かつ有効回答数のうち、過半数の賛成の回答をもって、了承を得たものとし、その結果を各委員に報告する。
 - (2) 可否同数の場合は、原案可決とする。
 - (3) 協議事項に対して、委員から意見が付された場合は、医療課において整理の上、報告の際に、併せて各委員に報告する。

（参考）スケジュール

- 書面協議回答締切 令和3年2月15日（月）
- 書面協議結果の取りまとめ 令和3年2月下旬（見込み）
- 各委員への書面協議結果の報告 令和3年2月下旬（見込み）